

平成18年度事業所等財務定期監査（監査対象：保健福祉局，教育委員会）

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 収入に関する事務 ① 軽費老人ホーム使用料の算定を適正に行うべきもの ア 軽費老人ホーム使用料は，入所者から提出される収入申告書をもとに，神戸市老人福祉施設条例施行規則で定められた対象収入額の階層区分を確認して決定される。 この使用料の決定について，以下のような改善を要する事例が見受けられた。 (ア) 市民税及び所得税を基礎に階層を認定する「税額認定方式」が適用される入所者について，税未申告の者を自動的に市民税非課税階層に認定している事例（柏寿園） 税額確認のための書類の提出を求めなど，適切な方法で認定すべきである。 (イ) 収入額を基礎に階層を認定する「収入認定方式」が適用される入所者について，以下のような事例が見受けられた。 ㊦ 収入額から必要経費として控除した社会保険料額について，支払額を確認する書類が添付されていない事例（柏寿園） ㊧ 必要経費となる租税支払額について，収入申告書と添付書類である確定申告書の金額と一致しない事例（ケアハウス松寿園） ㊨ 収入申告書の記載内容と，その内容を確認する預金通帳の写しの内容	(ア) 未申告の者に対し申告を行うように指導し、「市民税・県民税（所得・非課税）証明書」の提出を受けて、認定を行うこととした。 (イ) 必要な書類を添付させるとともに、事務処理の適正化を徹底した。	措置済 措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
とが一致しない事例 (ケアハウス松寿園) 収入申告書には必要な書類を添付させるとともに、収入申告書と添付書類の内容の確認を確実に行うべきである。		
イ 神戸市老人福祉施設条例施行規則によれば、軽費老人ホーム使用料のうちの事務費負担額は、夫婦が同じ施設に入所しており、収入額が一定以下の場合には、減額措置をとることとされているが、夫婦が個々に個室を利用する場合について、規則の適用を誤って減額措置がとられていない事例が見受けられた。 (ケアハウス松寿園) 適正な減額措置を行うべきである。	事務処理の適正化を徹底するとともに、過誤納分についてはすみやかに返還した。	措置済
② 時間延長型保育サービス利用料を適正に徴収すべきもの 保育所において、午前7時から7時30分、午後6時から7時に保育サービスを受ける場合は、保育料の階層区分に応じて時間延長型保育サービス利用料を負担するものとされているが、階層区分の適用を誤って、利用料を算定している事例が見受けられた。 (明泉寺保育所) 階層区分の確認を確実に行うべきである。	誤って算定した利用料については訂正しました。 今後、利用料の算定については、保育所長と主任の複数の目で見えるようにし、誤りのないようチェックの徹底を図ります。	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
③ 授業料の収入事務を適正に行うべきもの 学校の窓口で収納した授業料について、領収証書を交付していなかった事例が見受けられた。 (摩耶兵庫高等学校) 現金を収納した際には、確実に領収証書を交付すべきである。	卒業時の諸費の精算金から授業料を徴収した際に、領収証書の交付を怠っていた。 調定決議にあたっては、必ず領収証書原符と突合するよう改善の措置を講じている。	措置済
④ 補助金の収納を適正に行うべきもの 高等学校に在籍する入所児童について、平成 17 年度兵庫県私立高等学校生徒授業料軽減補助金の交付決定があったが、当該児童の授業料は、保護者の経済状態からやむを得ないとして公費負担しており、補助金は施設が指定する口座に振り込まれるべきところ、振込予定日（平成 18 年 1 月 10 日）を 3 カ月以上経過した監査日（平成 18 年 4 月 18 日）においても、振込みが確認できなかった。 (若葉学園) 指定口座への振込みの確認を確実にを行い、収納すべきである。	兵庫県私立高等学校授業料軽減補助金については当園の指定口座に振込まれるべきところ、当該児童に支給される奨学金とともに児童の保護者の口座に振込まれていたため、保護者から授業料軽減額を返金願い、4 月 20 日に収納した。 同上補助金の窓口である村野工業高等学校に対しては、公費負担授業料が軽減される際には、当園の指定口座に確実に振込まれるよう電話及び書面で依頼（4 月 19 日）するとともに、補助金収納にあたっては、確実に振込みを確認し収納をすみやかに行うよう改善の措置を講じた。	措置済
⑤ 委託公衆電話手数料等の収入事務を適正に行うべきもの 施設・学校園に設置している公衆電話の手数料収入等について、以下のような改善を要する事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。		

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
ア 電話料金の回収、手数料の調定を定期的に行っていない事例 (楠高等学校, 歌敷山中学校, 乙木小学校, 下畑台小学校) イ 過剰投入金等が専用口座に滞留している事例 (柏寿園, 楠高等学校)	ア 電話料金の回収及び手数料の調定は、毎月末に実施するよう改善の措置を講じている。 (楠高等学校, 下畑台小学校) ア 電話料金算定期間の最終日(毎月10日) の翌日に、料金回収及び手数料調定を定期的に行うよう改善の措置を講じている。(歌敷山中学校, 乙木小学校) イ 年度末に一括して雑入として調定収納することとした。(柏寿園) イ 過剰投入金等の滞留金は、7月3日に雑収入として収納した。今後は、年度末に雑収入として調定するように改善する。(楠高等学校)	措置済 措置済 措置方針 措置済
(2) 支出に関する事務 ① 職員旅費の支給を適正に行うべきもの 職員旅費の支給事務において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 ア 前渡金預金口座に振り込まれた旅費が、長期間口座に滞留したまま支給されていない事例 (明泉寺保育所) イ 旅費明細書が旅行命令簿と一致していない事例 (本多聞中学校, 乙木小学校, 丸山小学校)	ア 今後、保育所と子育て支援部と連絡を密にし、適正な事務処理ができるような確認体制を作りました。 (明泉寺保育所) イ 誤った金額、支給もれ及び記入もれについては是正した。 旅費明細書と旅行命令簿との照合の徹底を行うよう、改善の措置を講じている。 (本多聞中学校, 乙木小学校, 丸山小学校)	措置済 措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
② 学校園運営費前渡金の管理を適正に行うべきもの 平成 17 年度学校園運営費前渡金は、すでに精算戻入済みであるにもかかわらず、前渡金預金口座に、監査日（平成 18 年 5 月 16 日）現在、767 円の現金が残留していた。（木津幼稚園） 前渡金管理簿は毎月締めることとされているが、その際は預金・現金の残高との照合確認を行うべきである。	物品を緊急購入し立替払したが、立替分を返金していなかったため、返金処理をした。 通帳・現金の残高を照合確認し、適正な事務処理に努めるよう指導徹底している。	措置済
③ 学校園運営特別教育活動費・緊急連絡タクシー代の支出を適正に行うべきもの 学校園運営特別教育活動費・緊急連絡タクシー代を、職員が立替えて支払い、長期間精算していない事例が見受けられた。（下畑台小学校） 前渡金は適切な時期に出金し、立替払いは極力避けるべきである。	適切な時期に出金し、立替払を極力避けるよう努めている。	措置済
④ 緊急連絡タクシー代の管理を適正に行うべきもの 緊急連絡タクシー代について、支出決議書の金額を誤って管理簿に記載し、又は記載が漏れている事例があり、誤って記載された管理簿により精算を行ったため戻入額が過少となっている。（東落合小学校） 管理簿の記載は支出決議書に基づき、正確に行うとともに、現金の残高とも照合すべきである。	判明した差額は戻入処理をした。 今後は、支出決議書に基づき、管理簿への記載を正確に行うとともに、現金残高との照合も適宜行うよう、改善の措置を講じている。	措置済

指 摘 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(3) 財産管理に関する事務 ① プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの 旅費執行のためのプリペイドカードの管理については、物品管理簿で受入れ、払出しを管理し、使用中はカードごとに使用簿を備え付け、使用後は使用済みカードを添付して精算することとされているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。 適正な事務処理を行うべきである。 ア 管理簿への記載がなく、また使用簿が作成されていない事例 (明泉寺保育所) イ 管理簿及び使用簿にカード番号が記入されていないため、カードの管理・使用の状況が確認できない事例 (楠高等学校)	ア プリペイドカードは、主に主任が管理していましたが、記入漏れ等が発生しないよう、主任と所長の複数で確認するシステムとし、適正に管理できるようにしました。(明泉寺保育所) イ カード交付時に管理簿及び使用簿にカード番号を記入するよう事務処理方法を改定した。(楠高等学校)	措置済 措置済
② 郵便切手類の在庫が過剰なもの 郵便切手については、使用量に見合った数量を購入すべきであるが、監査日現在必要以上に多量に保有している事例が見受けられた。(楠高等学校) 適正な数量を購入保管すべきである。	料金別納制度での利用等により、使用実績に見合う在庫管理になるよう努めている。	措置済